

2019年度  
8020研究事業公募要領

公益財団法人8020推進財団  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北 4-1-20  
齒科医師会館内  
TEL 03(3512)8020  
FAX 03(3511)7088

## 1. 8020研究事業の目的及び性格

8020 運動は、健康で活力ある長寿社会実現のために、「80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことで豊かな人生を」を基本理念とします。本運動は課題に対する極めて明確な数値目標を掲げたものとして、その評価を高めています。実際、厚生科学研究事業および研究論文等により、8020 達成者が未達成者に比較して全身の健康度も高く、疾病の罹患率も低く、さらに達成者が極めて活力にあふれた日常生活を送っていること等の報告がされています。

当財団としては、8020 運動を国民運動として推進していくことと並行して、「8020 者＝幸福な生活」テーマを疫学調査研究等を通じて科学的に証明することが不可欠となります。

このため、8020 運動に関する研究について競争的な研究環境の形成を行い、8020 研究事業の振興を一層推進するといった観点で、研究課題の公募を行います。応募された研究課題は、8020 調査研究委員会において総合的評価を経たのちに採択研究課題が決定され、その結果に基づき研究費が交付されます。

### ＝ 公募研究事業 ＝

- 基本的に、公募研究課題は 8020 運動推進に貢献できる研究課題とし、当面の間は基礎研究に相当する研究課題（動物実験を含む）は採用いたしません。
- 公募研究課題は次のとおりとします。
  1. 歯科口腔保健に関する疫学研究
  2. 8020 と全身の健康（生活習慣病、フレイル、認知症、ADL、QOL 等）に関する研究
  3. 介護・医療（終末期医療を含む）等に関する研究
  4. 小児・高齢者の口腔機能（摂食・嚥下機能を含む）及び口腔ケア等に関する研究
  5. オーラルヘルスプロモーション及び歯の喪失防止に関する研究
  6. 自由研究課題

申請書 1 頁の「公募研究課題番号」は上記の番号を記入してください。

## 2. 応募に関する条件等

### (1) 応募資格者

次のアからウに該当するもの

ア. (a) から (e) に掲げる国内の試験研究機関等に所属する者。

- (a) 厚生労働省の施設等機関
- (b) 地方公共団体の附属試験研究機関
- (c) 学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関
- (d) 民間の研究所（民間企業の研究部門を含む）
- (e) 民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人

イ. 日本歯科医師会会員であって、研究計画の遂行が可能な者。

ウ. その他、上記以外の研究計画の遂行が可能な者。

### (2) 研究期間

特段の理由がない限り、採択通知記載日から当該年度内（翌年 3 月 31 日）までとする。

研究の継続を希望する場合は、次年度に新たな研究課題として申請してください。

### (3) 対象経費

ア. 申請できる研究経費

研究計画の遂行に直接、必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費。  
申請額は 1 件につき 30 万円から 80 万円とする。

イ. 経費の混同使用の禁止

他の経費（研究機関の経常的経費又は他の補助金等）に本補助金を加算して、一個又は 1 組の物品を購入したり、印刷物を発注したりすることはできません。

ウ. 交付の対象外となる項目

- ・ 建物等の施設に関する経費（建物の建築、購入、改修等の費用）
- ・ 通常の事務所の家賃
- ・ 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 申請を行った研究者自身に対する謝金、人件費
- ・ 研究機関で通常備えるべき設備備品等  
例：PC、機材
- ・ その他、研究事業に関連性があると認められない経費及び研究者が所属する施設において、対象外とされている経費は対象外

#### (4) 研究計画策定にあたっての留意点

研究対象者に対する人権擁護上の問題、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解（インフォームドコンセント）に関わる状況など、当該研究を行った際の倫理面の問題に十分ご留意ください（当該研究を行った際に実施した倫理面への配慮について、申請書類に具体的に記入してください）。また倫理委員会により承認を得ている研究課題もしくは今後倫理委員会の承認を得る予定の研究課題はその旨を申請書に記載してください。

#### (5) 提出期間

毎年6月1日～7月31日（年度当初に申請し、採択後、年度内に研究実施する）  
（受付時間は、午前9時30分～午後6時迄とし、土・日・祝日の受付は行いません。）

申請書類を郵送する場合は、「書留」とし、封書宛名左下に赤字で「8020 研究事業申請書類在中」と記入し、提出期間内に必着するよう余裕をもって投函してください。）

## (6) 提出先

公益財団法人 8020 推進財団  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北 4-1-20 歯科医師会館内  
電話 03-3512-8020 FAX03-3511-7088

## (7) 申請書類

申請書類：8020 研究事業申請書（様式 1）  
（本財団ホームページ <http://www.8020zaidan.or.jp> からダウンロード可能）  
※「作成上の留意事項」をよく読んでご記入ください。」

申請部数：申請書 2 部（正 1 部、写し 1 部）

## (8) 報告書等

- ア．採択年の翌年 4 月末日までに、「研究実績報告書」と「経費計算書」を財団に提出すること。
- イ．報告された研究成果は、当財団のホームページにて公表されます。  
ただし、8020 調査研究委員会で決定したものに限りです。

## 3. その他留意事項

研究課題の採択がされ、研究事業を実施する場合、研究終了後の年度から 5 年間、計画書、研究報告書、会計報告書について、保存を行う必要があります。

### ※研究課題に関する注意

- ①口腔保健に関する疫学調査においては、調査対象人数を具体的に記載してください。